



JASDAQ

平成 28 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社シーエスロジネット  
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 敏明  
(JASDAQ・コード番号 2710)  
問 合 せ 先 取締役社長室長 乙守 俊秀  
T E L (052) 354-7797

## 特別支配株主であるテクタイト株式会社と当社の 合併契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 4 日付「テクタイト株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことへの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」(以下「本売渡請求プレスリリース」といいます。)にて公表いたしましたとおり特別支配株主であるテクタイト株式会社(以下「テクタイト」といいます。)により当社株式の取得日(平成 28 年 11 月 9 日の予定)を効力発生日として、当社はテクタイトの完全子会社となることを前提として、本日開催の取締役会決議に基づき、テクタイトを存続会社とし、当社を消滅会社とし、合併の効力発生日を平成 28 年 12 月 1 日とする合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 当該合併の目的

テクタイトは、平成 28 年 8 月 15 日から同年 9 月 27 日までの期間(30 営業日)を公開買付期間として、当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたしました。

当社は、平成 28 年 8 月 12 日付「支配株主であるテクタイト株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由の(2)意見の根拠及び理由の①に記載のとおり、テクタイトは、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社をテクタイトの完全子会社とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施し、本取引により当社をテクタイトの完全子会社とした後、テクタイトを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことが合理的であるとのテクタイトの取締役会決議に対し、本意見表明プレスリリースの 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由の(2)意見の根拠及び理由の③に記載のとおり、当社は本取引により当社がテクタイトの完全子会社となることで、テクタイトグループとの合併等の組織再編を含む諸施策の意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、テクタイトグループとの物流施設の共同利用による効率化や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社

の安定的な事業基盤の構築に資するものであると判断し、本公開買付けに関し、賛同及び応募推奨しました。

その結果、平成 28 年 9 月 28 日付「支配株主であるテクタイト株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、テクタイトは、平成 28 年 10 月 3 日をもって、当社普通株式 4,497,447 株（当社の総株主の議決権に対するテクタイトの有する当社普通株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます。）にして 94.93%（小数点以下第三位を切り捨て）を所有するに至り、当社の特別支配株主になっております。

その後、本売渡請求プレスリリースにて公表のとおり、テクタイトが、当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社の株式の全て（但し、テクタイトが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、本取引の一環として、当社の株主の全員（但し、当社及びテクタイトを除きます。）に対し、その有する当社普通株式の全部をテクタイトに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を平成 28 年 10 月 3 日付けで受領し、平成 28 年 10 月 4 日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨を決議しました。

また、本売渡請求プレスリリースの 3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等の（1）承認に関する判断の根拠及び理由に記載のとおり、当社がテクタイトの完全子会社となることで、テクタイトグループとの合併等の組織再編を含む意思決定の迅速化を通じて、当社の構造改革を大胆かつ速やかに実行することが可能となり、さらに、テクタイトグループとの営業拠点・物流網の再編成や人的資源の適正配置等の推進による収益力の強化を通じて、当社の安定的な事業基盤の構築に資するとともに、上場維持コストの削減により経営の効率化を図ることができると考え、本取引は当社の企業価値向上に資するものとの判断に基づき、本合併契約を締結することを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社取締役 8 名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鴫崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本合併に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鴫崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

## 2. 当該合併の要旨

### （1）当該合併の日程

取締役会決議日	平成 28 年 10 月 28 日
合併契約書締結日	平成 28 年 10 月 28 日
上場廃止日	平成 28 年 11 月 4 日（注）
吸収合併の効力発生日	平成 28 年 12 月 1 日（予定）

(注) 本上場廃止は、本合併に伴うものではなく、テクタイトの本売渡請求によるものです。

(2) 当該合併の方式

テクタイト株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、当社は解散します。なお、本合併は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併に該当するため、当社は、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行います。

(3) 当該組織再編にかかる割当の内容

当社は平成 28 年 11 月 9 日付でテクタイトの完全子会社となるため、本合併は新株式の交付等を行わない無対価による合併方式とします。

(4) 当該合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本売渡請求プレスリリースにて公表いたしましたとおりテクタイトによる本売渡請求を当社が承認したことから、当社普通株式は株式会社東京証券取引所 J A S D A Q の上場廃止基準に該当することとなり、本合併の効力発生日より前の平成 28 年 11 月 4 日をもって上場廃止となる予定です。

(6) 公正性担保措置・利益相反回避措置の内容

当社は、本合併に関する公正性を担保するため、テクタイト及び当社から独立した祝田法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続きを履践しております。

また、利益相反を回避する措置として、上記 1. 当該合併の目的に記載のとおり、当社取締役 8 名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鴫崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本合併に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鴫崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

3. 吸収合併存続会社の概要

(1) 名 称	テクタイト株式会社
(2) 所 在 地	東京都墨田区錦糸一丁目 10 番 10 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 松本 能和
(4) 事 業 内 容	電子部品輸入卸売販売、モーター・ブザー等電子部品開発製造販

	売、電子機器・電子製品の開発製造販売、家電製品・光学機器の卸売事業、EMS 事業コンサルティング、E-コマース事業、写真・映像関連の販売・卸売事業等																				
(5) 資 本 金	125 百万円																				
(6) 発行済株式総数	1,735 株																				
(7) 従 業 員 数	27 名																				
(8) 主 要 取 引 先	株式会社ミスターマックス、日本無線株式会社																				
(9) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策金融公庫																				
(10) 設 立 年 月 日	平成元年4月4日																				
(11) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	<table border="0"> <tr> <td>テクタイトホールディングス株式会社</td> <td>73.60%</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJキャピタル株式会社</td> <td>11.53%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>3.46%</td> </tr> <tr> <td>湯原 育文</td> <td>2.88%</td> </tr> <tr> <td>山本 隆浩</td> <td>1.73%</td> </tr> <tr> <td>堤 和利</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>内山 隆太郎</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>信澤 博之</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>佐藤 一男</td> <td>0.58%</td> </tr> <tr> <td>朴 智鉉</td> <td>0.58%</td> </tr> </table>	テクタイトホールディングス株式会社	73.60%	三菱UFJキャピタル株式会社	11.53%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.46%	湯原 育文	2.88%	山本 隆浩	1.73%	堤 和利	1.15%	内山 隆太郎	1.15%	信澤 博之	0.58%	佐藤 一男	0.58%	朴 智鉉	0.58%
テクタイトホールディングス株式会社	73.60%																				
三菱UFJキャピタル株式会社	11.53%																				
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.46%																				
湯原 育文	2.88%																				
山本 隆浩	1.73%																				
堤 和利	1.15%																				
内山 隆太郎	1.15%																				
信澤 博之	0.58%																				
佐藤 一男	0.58%																				
朴 智鉉	0.58%																				
(12) 当社と吸収合併存続会社との関係																					
資 本 関 係	テクタイトは当社株式 4,497,447 株を所有し、当社の議決権総数（平成 28 年 3 月 31 日現在 4,728 個）の 94.93%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同様です。）を所有しております。																				
人 的 関 係	当社の取締役 3 名がテクタイトの取締役を兼務しており、当社の取締役 1 名がテクタイトの従業員を兼務しております。テクタイトの企業グループより従業員 1 名が当社へ出向しております。																				
取 引 関 係	当社はテクタイトとの間で商品の仕入販売等の取引があります。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	テクタイトは当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当しません。																				

(13) 最近 3 年間の経営成績・財政状態

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
売上高（百万円）	4,777	3,287	4,291
営業利益（百万円）	100	36	26
経常利益（百万円）	76	27	34
当期純利益（百万円）	30	20	20
1 株当り当期純利益（円）	17,406.47	11,836.04	11,865.48
純資産（百万円）	766	757	751
総資産（百万円）	2,627	3,164	3,790
1 株当たり純資産（円）	441,623.42	436,792.56	433,414.66

4. 当社（吸収合併消滅会社）の概要

(1) 名 称	株式会社シーエスロジネット	
(2) 所 在 地	名古屋市中川区舟戸町2番37号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高木敏明	
(4) 事 業 内 容	音楽映像ソフト、家庭用ゲームソフト・ゲーム機器、DVDプレーヤー、デジタル・オーディオ機器、CD-R、DVD-R等光メディア製品の卸売販売等	
(5) 資 本 金	598百万円	
(6) 発行済株式総数	5,257,950株	
(7) 従 業 員 数	90名	
(8) 主 要 取 引 先	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント、エイベックス・ミュージック・クリエイティブ株式会社	
(9) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行	
(10) 設 立 年 月 日	昭和57年4月24日	
(11) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	テクタイト株式会社	85.54%
	株式会社シーエスロジネット（自己株式）	9.90%
(12) 当社と吸収合併存続会社との関係		
資 本 関 係	テクタイトは当社株式4,497,447株を所有し、当社の議決権総数（平成28年3月31日現在4,728個）の94.93%を所有しております。	
人 的 関 係	当社の取締役3名がテクタイトの取締役を兼務しており、当社の取締役1名がテクタイトの従業員を兼務しております。テクタイトの企業グループより従業員1名が当社へ出向しております	
取 引 関 係	当社はテクタイトとの間で商品の仕入販売等の取引があります。	
関連当事者への該当状況	テクタイトは当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

(13) 最近3年間の経営成績・財政状態（連結）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高（百万円）	13,786	10,735	10,788
営業利益又は損失（百万円）	△52	127	△49
経常利益又は損失（百万円）	1	181	△97
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失（百万円）	△46	△337	△234
1株当たり当期純利益又は損失（円）	△9.80	△71.16	△49.48
1株当たり配当金（円）	—	10.00	—
純資産（百万円）	3,645	3,295	3,021
総資産（百万円）	7,117	6,501	7,154
1株当たり純資産（円）	769.51	695.60	635.20

## 5. 今後の見通し

今後、合併委員会を設置し、本合併後の組織、経営方針、経営計画等について協議・検討する予定です。

## 6. 支配株主との取引等に関する事項

テクタイトは、当社の親会社であるため、本合併に係る承認は支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成28年8月2日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引については、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がされており、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応する旨を記載しております。

当社は、本合併に関し、上記2. 当該合併の要旨（6）公正性担保措置・利益相反回避措置の内容に記載のとおり、公正性を担保するため、テクタイト及び当社から独立した祝田法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続きを履践しております。

また、利益相反を回避するための措置として、当社取締役8名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鴛崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本合併に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鴛崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。かかる対応は上記指針に適合するものと考えております。

当社は、本合併における意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び本合併と利害関係を有しない当社の独立役員である木村三郎氏に対し、（a）本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続の公正性の確保及び（b）利益相反措置について諮問し、「本合併に係る当社の意思決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見書」を当社に提出することを委嘱しました。

当社の独立役員は、上記諮問事項に関し当社からテクタイトの本合併について説明を受け、検討いたしました。同独立役員は、（a）テクタイト及び当社から独立した祝田法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続きを履践していることから本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものと考えられ、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性が確保されていること（b）本合併の消滅会社である当社は、本合併の存続会社であるテクタイトの子会社にあたるため、当社取締役8名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタ

イトの専務取締役を、鵜崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本合併に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本合併の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加せず、上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鵜崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っており、特別利害関係者に該当しうる取締役の影響を排除するために適切なものと言えることから、「本合併に係る当社の意思決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見書」を平成 28 年 10 月 28 日に当社に提出しております。

以 上